

上 尾 市

訓令第3号

上尾市教育委員会

本 庁

出 先 機 関

上 尾 市 教 育 委 員 会 事 務 局

市 立 教 育 機 関

上尾市医療的ケア児支援庁内連絡会議

上尾市医療的ケア児支援庁内連絡会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年6月22日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市医療的ケア児支援庁内連絡会議設置規程の一部を改正する訓令
上尾市医療的ケア児支援庁内連絡会議設置規程（平成31年上尾市・上尾市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「こども未来部こども支援課」を「こども未来部こども支援課 こども未来部こども家庭保健課」に、「健康福祉部障害福祉課 健康福祉部健康増進課」を「健康福祉部障害福祉課」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。